

## 税務取扱に関する確認書（保全用）

お客様が当社の生命保険契約を名義変更する際には、下記の事項をご確認のうえ、ご記名・押印くださいますようお願い申し上げます。

記

### ＜法人のお客様確認事項＞

1. 法人のお客様にお支払いただく保険料に関する税務上のお取扱いにつきましては次の例のように記載しております。

お客様向け募集資料（パンフレット・企画書・保険設計書等）では、例えば、「令和\*\*年\*\*月現在の税制です。今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。保険料の税務上のお取扱いの詳細につきましては、顧問税理士や所轄の税務署等にご確認ください。」や「令和\*\*年\*\*月現在の税制によりますので、今後の税制改正によって変更となる場合があります。」等の記載をしております。

（注）実際の募集資料では、令和\*\*年\*\*月に具体的な年月を記載させていただいております。

### ＜法人・個人のお客様共通確認事項＞

2. 今後税制が変更され、保険期間中に保険料の税務上のお取扱いが変更される可能性もございます。
3. 「所得税基本通達36-37」（以下、「通達」という）の改正により、2019年7月8日以後に締結した契約は、契約者変更時点における解約返戻金の額が資産計上額の70%未満の場合、資産計上額により権利の評価が行われます。2019年7月7日以前に締結した契約は、原則として改正前の通達が適用されるものの、低解約返戻金期間中に保険契約者を変更し、低解約返戻金期間満了後に解約した場合は、税務署等から租税回避行為と認識される可能性があります。
4. 当社は、法令に基づく税務署等からの照会に対して、保険契約に関する情報を提供します。
5. 個々の契約に関する具体的な税務上のお取扱いにつきましては、顧問税理士や所轄の税務署等にご相談いただきますようお願い申し上げます。

S O M P O ひまわり生命保険株式会社 御中

令和 年 月 日

名義変更手続きにあたり、上記【確認事項】を確認しました。なお今回の手続きは、租税回避行為を目的としたものではございません。

＜変更前保険契約者＞（自署）

法人印※

＜変更後保険契約者＞（自署）

法人印※

※請求書と同一印を押印ください。

個人のお客さまの場合は押印不要です。

以上

会社 使用 欄	証券番号	営業店受付日	本社担当者

## 税務取扱に関する確認書（保全用）

お客様が当社の生命保険契約を名義変更する際には、下記の事項をご確認のうえ、ご記名・押印くださいますようお願い申し上げます。

記

### ＜法人のお客様確認事項＞

1. 法人のお客様にお支払いただく保険料に関する税務上のお取扱いにつきましては次の例のように記載しております。

お客様向け募集資料（パンフレット・企画書・保険設計書等）では、例えば、「令和\*\*年\*\*月現在の税制です。今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。保険料の税務上のお取扱いの詳細につきましては、顧問税理士や所轄の税務署等にご確認ください。」や「令和\*\*年\*\*月現在の税制によりますので、今後の税制改正によって変更となる場合があります。」等の記載をしております。

（注）実際の募集資料では、令和\*\*年\*\*月に具体的な年月を記載させていただいております。

### ＜法人・個人のお客様共通確認事項＞

2. 今後税制が変更され、保険期間中に保険料の税務上のお取扱いが変更される可能性もございます。
3. 「所得税基本通達36-37」（以下、「通達」という）の改正により、2019年7月8日以後に締結した契約は、契約者変更時点における解約返戻金の額が資産計上額の70%未満の場合、資産計上額により権利の評価が行われます。2019年7月7日以前に締結した契約は、原則として改正前の通達が適用されるものの、低解約返戻金期間中に保険契約者を変更し、低解約返戻金期間満了後に解約した場合は、税務署等から租税回避行為と認識される可能性があります。
4. 当社は、法令に基づく税務署等からの照会に対して、保険契約に関する情報を提供します。
5. 個々の契約に関する具体的な税務上のお取扱いにつきましては、顧問税理士や所轄の税務署等にご相談いただきますようお願い申し上げます。

S O M P O ひまわり生命保険株式会社 御中

令和 年 月 日

名義変更手続きにあたり、上記【確認事項】を確認しました。なお今回の手続きは、租税回避行為を目的としたものではございません。

＜変更前保険契約者＞

＜変更後保険契約者＞

以上

## 税務取扱に関する確認書（保全用）

お客様が当社の生命保険契約を名義変更する際には、下記の事項をご確認のうえ、ご記名・押印くださいますようお願い申し上げます。

記

### ＜法人のお客様確認事項＞

1. 法人のお客様にお支払いただく保険料に関する税務上のお取扱いにつきましては次の例のように記載しております。

お客様向け募集資料（パンフレット・企画書・保険設計書等）では、例えば、「令和\*\*年\*\*月現在の税制です。今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。保険料の税務上のお取扱いの詳細につきましては、顧問税理士や所轄の税務署等にご確認ください。」や「令和\*\*年\*\*月現在の税制によりますので、今後の税制改正によって変更となる場合があります。」等の記載をしております。

（注）実際の募集資料では、令和\*\*年\*\*月に具体的な年月を記載させていただいております。

### ＜法人・個人のお客様共通確認事項＞

2. 今後税制が変更され、保険期間中に保険料の税務上のお取扱いが変更される可能性もございます。
3. 「所得税基本通達36-37」（以下、「通達」という）の改正により、2019年7月8日以後に締結した契約は、契約者変更時点における解約返戻金の額が資産計上額の70%未満の場合、資産計上額により権利の評価が行われます。2019年7月7日以前に締結した契約は、原則として改正前の通達が適用されるものの、低解約返戻金期間中に保険契約者を変更し、低解約返戻金期間満了後に解約した場合は、税務署等から租税回避行為と認識される可能性があります。
4. 当社は、法令に基づく税務署等からの照会に対して、保険契約に関する情報を提供します。
5. 個々の契約に関する具体的な税務上のお取扱いにつきましては、顧問税理士や所轄の税務署等にご相談いただきますようお願い申し上げます。

S O M P O ひまわり生命保険株式会社 御中

令和 年 月 日

名義変更手続きにあたり、上記【確認事項】を確認しました。なお今回の手続きは、租税回避行為を目的としたものではございません。

### ＜変更前保険契約者＞

### ＜変更後保険契約者＞

以上